

横浜市港湾審議会資料

(案)

港湾環境整備負担金対象工事の指定に関する付属資料
--------------------------

平成 28 年 11 月

目 次

1	港湾環境整備負担金制度	1
	(1) 概要	
	(2) 仕組み	
	(3) 徴収手続き	2
2	平成 28 年度港湾環境整備負担金 (案)	3
	(1) 負担対象工事の内訳表	
	(2) 負担対象工別事業場面積一覧表	
	(3) 算定方法	4
3	参考 (単価推移)	4

横浜港港湾管理者  
横浜市

## 1 港湾環境整備負担金制度

### (1) 概要

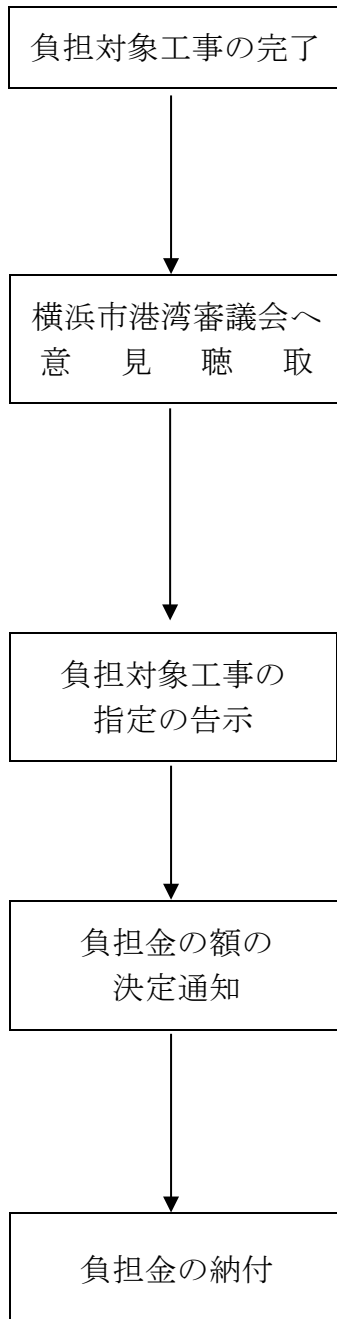
港湾管理者が、港湾の環境整備・保全を目的として実施する工事費用の一部について、臨港地区又は港湾区域内に立地する事業者（敷地面積1万平方メートル以上）に負担を求める制度です。（昭和48年7月港湾法一部改正により創設）

負担金徴収に関し必要な事項は、港湾法第43条の5第1項の規定に基づき、横浜市が定めた横浜市港湾環境整備負担金条例（以下、「条例」という。）に規定しています。

### (2) 仕組み

負担対象工事	負担区域	負担対象事業者	負担金の計算式
<p>(1)港湾環境整備施設の建設・改良工事</p> <p>《条例第4条第1項第1号及び第3号》</p> <p>※建設・改良工事とは、港湾施設を新たに設置する工事及び既存の施設の機能を増進させる工事です。</p>	<p>臨港地区 (設置予定区域を含む)</p>	<p>①工事完了日に負担区域内において工場又は事業場敷地面積の合計が1万㎡以上の事業者</p> <p>②①の事業者のほか、工事完了後10年間に負担区域内において工場又は事業場の面積が1万㎡以上となった事業者</p>	<p>① 負担対象額 ＝負担対象工事に要した費用×負担の割合</p> <p>各事業者の負担金 ＝負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積 (設置予定面積含む)</p>
<p>(2)港湾環境整備施設の維持工事</p> <p>《条例第4条第1項第2号及び第4号》</p> <p>※維持工事とは、港湾施設を良好な状態で一般公衆の利用に供するための修繕等です。</p>	<p>臨港地区</p>	<p>上記①と同じ</p>	<p>② 負担対象額 ＝負担対象工事に要した費用×負担の割合</p> <p>各事業者の負担金 ＝負担対象額×各事業者の事業場面積 ÷事業者全ての事業場面積</p>
<p>(3)港湾における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理のための工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事</p> <p>《条例第4条第1項第5号》</p>	<p>臨港地区 又は 港湾区域</p>	<p>上記①と同じ</p>	<p>上記②の計算式と同じ</p>

(3) 徴収手続き



○平成 28 年度指定の対象となるのは、平成 28 年 3 月 31 日までに完了した負担対象工事

○市長は条例第 4 条第 1 項の規定により負担対象工事を指定しようとするときは、条例第 12 条の規定に基づき、あらかじめ、横浜市港湾審議会の意見を聴かなければならない。

○条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、負担対象工事の指定の告示を行う。

○負担対象事業者に対して、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、負担金の額の決定通知を行う。

○負担対象事業者は、条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、指定する期日までに負担金を納付する。

## 2 平成28年度港湾環境整備負担金（案）

### （1）負担対象工事の内訳表

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所		工事に要した費用(円)	工事費に対する負担の割合	負担対象額(円)
港湾環境整備施設の維持工事	大黒ふ頭地区ほか 緑地管理業務 (修繕工事、清掃・除草作業委託料、光熱水費)	大黒ふ頭地区	大黒ふ頭緑地	11,194,241	1/2	5,597,120
		山下ふ頭地区	山下ふ頭緑地			
		本牧ふ頭地区	本牧ふ頭緑地			
		金沢地区	金沢緑地	28,594,526	1/4	7,148,631
		鶴見地区	末広緑地	27,076,013	1/8	3,384,500
		大黒ふ頭地区	大黒ふ頭先端緑地			
		本牧ふ頭地区	横浜港シンボルタワー緑地			
		金沢地区	杉田臨海緑地			
		中央地区 (みなとみらい21)	臨港パーク 赤レンガパーク	256,962,891	1/16	16,060,178
		新港地区 (みなとみらい21)	新港地区緑地			
		新港地区(みなとみらい21) ほか	新港地区緑地 ほか			
		金沢地区	横浜八景島			
		小計※				323,827,671
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事等	海面清掃 (清掃作業委託料)	港湾区域	全域	168,387,377	1/2	84,193,688
	沈船処理	港湾区域	入江川第二小派川	3,052,268		1,526,134
	小計※				171,439,645	
合計※				495,267,316		117,910,251

※端数処理の関係で小計・合計の下一桁が合わないことがあります

### （2）負担対象工事別事業場面積一覧表

負担対象工事名	10,000㎡以上の事業者の事業場面積(分子)		
	臨港地区(㎡)	港湾区域(㎡)	合計(㎡)
緑地の建設・改良工事	18,854,534.58	—	18,854,534.58
緑地の維持工事	18,854,534.58	—	18,854,534.58
海面清掃 沈船処理	18,854,534.58	990,386.08	19,844,920.66
負担対象工事名	事業場総面積(分母)		
	臨港地区(㎡)	港湾区域(㎡)	合計(㎡)
緑地の建設・改良工事	25,638,218.00*	—	25,638,218.00
緑地の維持工事	25,394,490.98	—	25,394,490.98
海面清掃 沈船処理	25,394,490.98	1,667,685.46	27,062,176.44

\*緑地の建設・改良工事は設置予定区域(工場又は事業場等が設置されることを予定されている面積)を含みます

(3) 算定方法

工事の種類	工事が実施された場所	工事に要した費用(円) (A)	負担の割合 (B)	負担区域内の事業場総面積 (㎡) (C)	負担区域内の1万㎡以上の事業者の事業場面積(㎡) (D)	負担金の算定基礎 (A)×(B)×(D)/(C)	負担額(円)
港湾環境整備施設の維持工事	大黒ふ頭緑地	11,194,241	$\frac{1}{2}$	25,394,490.98	18,854,534.58	$11,194,241 \times \frac{1}{2} \times \frac{18,854,534.58}{25,394,490.98}$	23,900,285
	山下ふ頭緑地						
	本牧ふ頭緑地						
	金沢緑地	28,594,526	$\frac{1}{4}$			$28,594,526 \times \frac{1}{4} \times \frac{18,854,534.58}{25,394,490.98}$	
	末広緑地	27,076,013	$\frac{1}{8}$			$27,076,013 \times \frac{1}{8} \times \frac{18,854,534.58}{25,394,490.98}$	
	大黒ふ頭先端緑地						
	横浜港シンボルタワー緑地						
	杉田臨海緑地	256,962,891	$\frac{1}{16}$			$256,962,891 \times \frac{1}{16} \times \frac{18,854,534.58}{25,394,490.98}$	
	臨港パーク						
	赤レンガパーク						
	新港地区緑地						
	新港地区緑地ほか						
横浜八景島							
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事等	海面清掃	168,387,377	$\frac{1}{2}$	27,062,176.44	19,844,920.66	$168,387,377 \times \frac{1}{2} \times \frac{19,844,920.66}{27,062,176.44}$	62,859,064
	沈船処理	3,052,268	$\frac{1}{2}$				
合計		495,267,316					86,759,349

※端数処理の関係で小数・合計の下一桁が合わないことがあります

3 参考(単価推移)

徴収年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
単価 (円/㎡)	6.7	6.5	6.4	6.0	5.6	4.6	4.4	4.4	4.4	4.4